「愛知県特定家畜伝染病対策実施マニュアル」の一部改正について

（参考）

　本県では、特定家畜伝染病が発生した場合に、迅速かつ的確な防疫対応を全庁体制で行うため、令和４年４月１日に愛知県特定家畜伝染病対策実施要綱を制定し、各疾病の防疫対応及び作業内容を示すため、それぞれ対策実施マニュアルを定めている。

2022年12月、本県において高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、発生時の防疫活動の経験を踏まえて、下記のとおり鳥インフルエンザ対策実施マニュアルを改正する。また、豚熱等対策実施マニュアル及び口蹄疫対策実施マニュアルも同様に改正する。

記

**〇主な改正点**

１　新型コロナウイルス対応

第３章－第１

第３章－第３

第３章－第５【鳥インフルエンザ対策実施マニュアルのみ】

第３章－第６【豚熱等対策実施マニュアル・口蹄疫対策実施マニュアル】

第４章－第２－３

2023年５月８日より、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが５類に移行したことに伴い、「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」が廃止となったほか、本病が新型インフルエンザ等特別措置法の対象外となったことにより緊急事態宣言の発令がされなくなった。

また、本県における基本的感染対策等及び服務上の取扱い（職務専念義務の免除等）に関する関連通知が廃止され、職員が感染者及び濃厚接触者となった場合でも職務専念義務免除の対象外となったことから、以下の各記載を削除する。

○　新型コロナウイルス感染拡大防止対策として行う消毒、動員者等を輸送用する借上バスの台数増車、動員者の集合時間の調整

○　緊急事態宣言中の１日２ターム制の動員シフト

○　防疫作業者の除外要件「２週間以内に新型コロナウイルスの感染が疑われる人と接触した可能性のある者」

〇　新型コロナウイルス感染症対策として用意する防疫資機材

○　「新型コロナウイルス感染症対応の手引き（発生農場支援担当）」

２　県職員の動員割合（第３章－第１）

県職員の動員割合については、職員定数等の変更を勘案して毎年更新を行うため、本マニュアルには記載しないこととする（各所属へは毎年通知）。

３　地域防疫部会動員計画書（第３章－第１　動員様式１・２）

　　発生防疫部会等の各班長は、動員を求める場合、地域防疫部会動員計画書を作成し総務広報班（地域）へ提出し、総務広報班（地域）は各班からの計画書をとりまとめ、総務広報班（県）へ計画書を提出することとなっている。

　　本計画書にこの内容を改めて記載し、提出漏れがないようにする。

　　また、特定家畜伝染病の発生に備えた準備として、家畜保健衛生所は畜産課及び関係農林水産事務所と殺処分に必要な作業人数を共有することとする。

４　動員資料「家きんの殺処分の手引き」

（第３章－第１　動員資料４【鳥インフルエンザ対策実施マニュアルのみ】）

　　家きんの殺処分にあたっては、ペールに袋をセットしたのち、家きんをペールに入れ、炭酸ガスを充填して行う手順であったが、捕鳥中に鶏の動きで袋がずれたり破れたりすることから、ペールに袋をセットする作業を廃止する。

　　また、脚立・足場台等を使用する場合、ヘルメットの着用を検討するよう記載していたが、防疫作業時の事故を防ぐため、高所作業を行う場合のヘルメット着用を必須化する。

５　発生農場等周辺のゾーニング（第３章－第２　ゾーニング資料１）

　　埋却地が発生農場から離れた場所にある場合のゾーニングについて、資料を追加する。

６　防疫資材の供給・受入・管理及び連絡体制（第３章－第３、第４章－第２－８）

特定家畜伝染病の発生を疑う段階において、運搬事業者にトラック及び運転手の確保を行った際、支払い等の経理処理は「総務広報班（地域）が対応する」としていたが、「発注を行った所属が対応する」と修正する。

　　また、特定家畜伝染病の発生状況確認の検査に必要な資材は家畜保健衛生所が準備する旨の記載を追加する（マニュアルに記載はないが、防疫措置完了後に行っている清浄性確認検査に用いる資材も家畜保健衛生所が準備する）。

７　防疫資機材一覧表（第３章－第３　資材様式３）

　　高所作業や重機を利用する作業時等に必要なヘルメットを防疫資機材の一覧表に追加する。

８　救護室に用意する資材一覧

第３章－第５ 健康管理様式１【鳥インフルエンザ対策実施マニュアルのみ】

第３章－第６ 健康管理様式１【豚熱等対策実施マニュアル・口蹄疫対策実施マニュアル】

備えるべき資材を追加する。

９　殺処分等記録用紙

第４章－第１－４【鳥インフルエンザ対策実施マニュアルのみ】

第４章－第２－４　地域発農様式２【鳥インフルエンザ対策実施マニュアルのみ】

　　１時間単位で記録を行う様式に修正するとともに、ガスボンベの使用本数を記録する欄を追加する。

10　地域防疫部会　各班シフト表一覧（第４章－第２－１　地域共通様式３）

　　農場内作業グループにリフトオペレーターを追加する。

11　健康調査の準備

（第４章－第２－２　【鳥インフルエンザ対策実施マニュアルのみ】）

　　健康調査の会場については、新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化に対応するため、暫定的に愛知県庁またはその周辺庁舎としてきた。2023年5月8日より、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが５類に移行したことを踏まえ、今後は県動員者のベースキャンプで行うように調整していることから、健康調査会場の記載を修正する。

12　埋却の手引き

（第４章－第２－６　地域発農資料３【鳥インフルエンザ対策実施マニュアルのみ】）

　　10万羽（成鶏）飼養の家きんの場合の埋却溝の容積を修正する。

13　疫学関連農場等への電話連絡（第４章－第２－７、第４章－第２－８）

　　特定家畜伝染病の発生が確定した段階だけでなく、特定家畜伝染病の発生を疑う段階でも疫学関連農場等への電話連絡を行う手順とする。

14　移動制限・搬出制限期間中に出荷等が可能となる条件を記載したリーフレット

第４章－第２－８　地域移動資料１

【鳥インフルエンザ対策実施マニュアル・口蹄疫対策実施マニュアル】

　　移動制限・搬出制限期間中であっても、一定の要件を満たすことを条件に国（農林水産省）と協議の上で出荷等が可能となる旨現マニュアルに記載がされているが、内容が職員向けで農家向けとは言い難いことから、農家向けのリーフレットを追加する。